

## 2.再商品化に係る特定事業者の費用負担等(指定法人ルート)

再商品化実績単価については、ガラスびんがカレット市況の影響で上下しているものの、再商品化事業者間の入札による競争の影響もあり総じて減少基調にある。

特定事業者の再商品化費用の負担額を見ると、プラスチック製容器包装については、市町村による分別収集量の増加に伴い、大きく増加している。一方、その他の品目は、分別収集量が減少又は伸びが少ないこと、再商品化単価が低下していることなどから、横這い又は減少傾向を示している。

なお、容り法完全施行時に59,449であった指定法人と再商品化契約を締結した特定事業者の数は、平成15年度には67,196と年々増加している。

### (1)再商品化実績単価

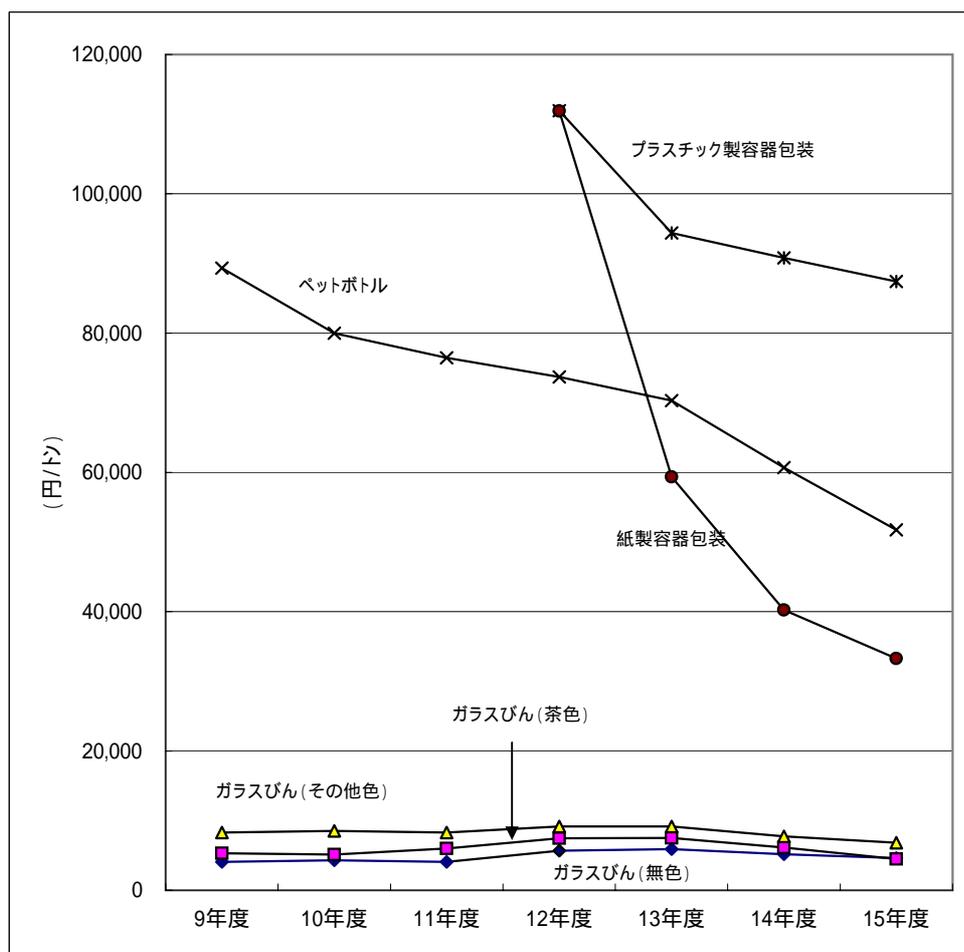
単位:円/トン

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
ガラスびん(無色)	4,066	4,328	4,078	5,669	5,914	5,196	4,610
ガラスびん(茶色)	5,310	5,111	5,994	7,459	7,497	6,131	4,497
ガラスびん(その他色)	8,288	8,547	8,302	9,174	9,176	7,731	6,824
ペットボトル	89,352	79,993	76,478	73,688	70,308	60,699	51,765
プラスチック製容器包装				111,911	94,372	90,790	87,401
紙製容器包装				111,874	59,360	40,261	33,257

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会

注1:再商品化実績単価=再商品化費用(指定法人の直接経費を含む)/再商品化量

注2:市町村委託分を含めて計算

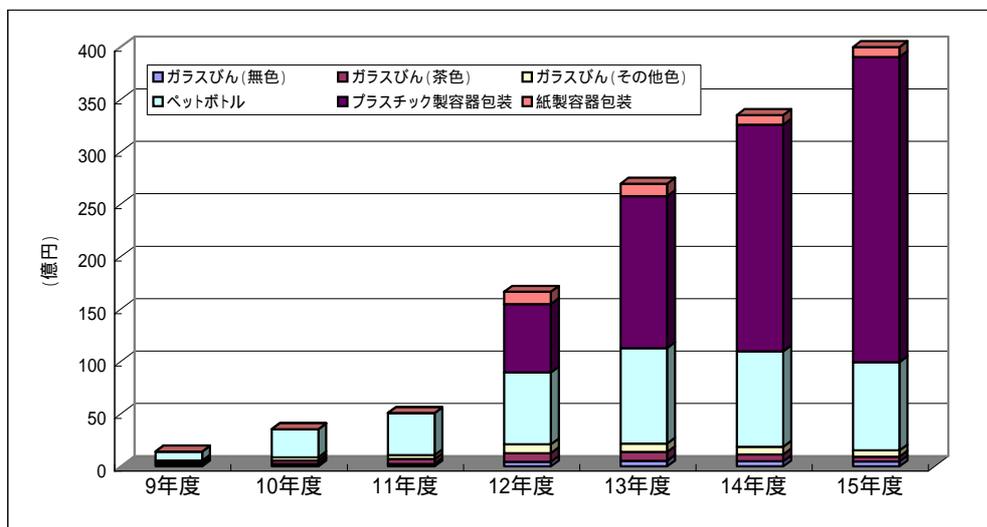


## (2) 特定事業者の再商品化費用負担総額

単位: 百万円

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
ガラスびん(無色)	169	238	238	445	534	489	470
ガラスびん(茶色)	220	324	465	820	836	658	461
ガラスびん(その他色)	160	319	367	842	816	730	593
ペットボトル	867	2,662	4,021	6,850	9,104	9,106	8,422
プラスチック製容器包装	-	-	-	6,526	14,486	21,594	29,100
紙製容器包装	-	-	-	1,170	1,174	927	945
合計	1,416	3,543	5,091	16,653	26,950	33,504	39,991

出所: (財)日本容器包装リサイクル協会



## (3) 指定法人と再商品化契約を締結した特定事業者数

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
<b>総数</b>	<b>500</b>	<b>521</b>	<b>519</b>	<b>59,449</b>	<b>62,057</b>	<b>63,595</b>	<b>67,196</b>
ガラスびん(無色)	407	423	420	3,208	3,337	3,325	3,350
ガラスびん(茶色)	241	241	248	1,722	1,798	1,707	1,714
ガラスびん(その他色)	209	216	214	1,548	1,552	1,508	1,431
ペットボトル	198	211	201	962	1,088	1,087	1,377
プラスチック製容器包装	-	-	-	56,944	59,609	61,067	64,861
紙製容器包装	-	-	-	41,206	45,262	45,878	47,281

出所: (財)日本容器包装リサイクル協会

